

議案第 3 号

階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例

階上町附属機関に関する条例(平成 22 年階上町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

町長	階上町廃棄物減量等検討委員会	廃棄物に関する重要事項についての調査及び審議	会長 副会長 委員	学識経験を有する者等 商工業者 その他町長が必要と認めた者	7 人 以内	2 年	委員の互選
----	----------------	------------------------	-----------------	-------------------------------------	-----------	-----	-------

」

を

「

町長	階上町廃棄物減量等検討委員会	廃棄物に関する重要事項についての調査及び審議	会長 副会長 委員	学識経験を有する者等 商工業者 その他町長が必要と認めた者	10 人 以内	2 年	委員の互選
----	----------------	------------------------	-----------------	-------------------------------------	------------	-----	-------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



提案理由

階上町廃棄物減量等検討委員会の委員の定数を改正するため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第96条第1項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。